

現状

最大クラスの地震や津波被害の想定に対して、発災後に必要となる応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設用地が不足

課題

- ・ 応急仮設用地の確保には、公有地のみでは限界がある。
- ・ 民有地の候補地（農地など）の確保が必要であるが、事前に所有者の同意を得るのが困難な状況。

市町村の取組事例

- ・ 発災後に土地を借り上げるための事前登録制度を高知市と南国市が創設済み。
- ・ 仮設住宅の建設用地として500㎡以上の民有地の所有者からの申出に基づきあらかじめ登録。
- ・ 発災後、民有地の所有者から原則2年間、有料で借り受け、仮設住宅を建設する。

民有地のリスト化

他県の取り組みを参考に、市町村に依頼し、一定条件を満たす民有地を抽出し、リスト化を進める。

市町村への候補地の調査依頼（R4.3～4）

調査項目：民有地の位置、面積（500㎡以上）
所有者の氏名、連絡先

現在の用途：民間所有の広場、駐車場、農地など

⇒ **所有者の把握に、多くの作業及び時間を要する**

必要戸数と供給可能戸数

（単位：万戸）

	必要戸数	供給可能戸数	供給可能戸数		不足
			賃貸型	建設型	
L1地震対応	2.2	2.2	0.8	1.4	—
L2地震対応	7.7	3.1	0.8	2.3	4.6

※ 1戸当たり100㎡必要として算出 ⇒ 46,504戸×100㎡ = **約460ha不足**

今後の対応

市町村に再度、調査依頼予定

- ・ 道路沿いの民有地（500㎡以上）を対象
- ・ 民有地の位置、面積のみをリスト化

発災時に用地借上げの協力を得るための事前準備になる

令和4年度の目標

当面の間、1ha（100戸の用地）の確保を目指す。⇒ **再調査後、R5.1を目処に目標値を上方修正の予定**